

# 刈払機取扱作業者

## 安全衛生教育のご案内

刈払機を使用する作業では、作業者の転倒や刈刃の跳ね返りなどより、刈刃に接触したことによる災害や、誤った使用方法による振動障害の発生等、危険性の高い作業です。

災害の防止のためには適切な取扱い方法についての知識が必要です。そのため、事業者が刈払機取扱作業者に対して、安全衛生に関する必要な知識を付与するため安全衛生教育を実施するよう、厚生労働省の指針が定められています。

この指針を踏まえ、以下のとおり教育を実施することと致しました。是非ご受講頂けますようお願い申し上げます。

実施日 平成31年5月14日(火)

8:30~15:45 (8:15集合)

場所 豊後大野市神楽会館 会議室

豊後大野市清川町砂田 810 番地

受講料等 大分県労働基準協会  
会員 8,640円 (テキスト代、税込)

同 非会員 9,720円 (同)

締切 平成31年5月8日(水)  
(先着20名で締切)

申込み先 大分県労働基準協会 豊後大野支部  
豊後大野市三重町市場 701-5 ウィリングリービル2F (0974-26-4115)

その他

- ✚ どなたでも受講できます。
- ✚ 草刈作業実習がありますので、動きやすい服装でおいで下さい。  
お持ちの方は刈払機をご持参ください(整備・点検の実習等で使用します)。
- ✚ 教育を修了された方には修了証を交付します。

